

令和8年横瀬町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月25日(木) 午前10時から10時17分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長職務代理者 2番 町田 裕

農業委員 1番 村越 則人

3番 長嶋 隆夫

4番 高野 直政

5番 長島 教夫

6番 町田 文利

7番 大野 雅弘

8番 長島 成子

9番 八木原 智宏

農地利用最適化推進委員 第1 中 光敏

第2 町田 幸広

4. 欠席委員(2人)

会長 10番 大場 保孝

農地利用最適化推進委員 第3 町田 勝一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長嶋 昭浩

書記 山中 信博

赤岩 亮輔

7. 会議の概要

議長 定刻前ですが、出席者集まりましたので、始めさせていただきます。

本日の出席委員ですが、9名となっております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第5回農業委員会を開催いたします。

なお、町田勝一農地利用最適化推進委員からも欠席の旨通告がありましたので、ご報告申し上げます。

それでは、まず日程第1、議事録署名委員の指名について議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長より指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

4番、高野直政委員、5番、長島教夫委員のご両名をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事ですが、事前にお手元に配付されていると思います資料どおり、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件と議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

では、議案第7号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第7号について説明を行いたいと思います。

3条申請となります。2ページ目をご確認いただければと思います。こちらが議案第7号の申請書でございます。

議案第7号の農地の地番につきましては、議案書の地番の欄にあります2筆となっております。台帳地目、現況地目はともに畑で、2筆合わせまして2,485平方メートルとなっております。譲受人につきましては芦ヶ久

保在住の方で、譲渡人は小鹿野町在住の方であります。申請理由については所有権移転となっております。

4 ページ目をご確認ください。こちら位置図、案内図でございます。場所についてご説明をいたします。申請地の場所は、大畑浄水場から東に約200メートル程度の山の中にある農地となります。

本件につきましては、当該農地の所有権の移転を行いまして、農地としては適切に管理をしていきたいという申請であり、移転後につきましては、お茶やぎんなん等の作物を栽培する予定となっております。

審議内容の要点としましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率的利用要件、第4号の常時従事要件及び第6号の地域調和要件の全てを満たしているかを判断していただければと思っております。

事務局といたしましては、譲受人が芦ヶ久保に居住し、日常的に農業を営んでいることから、常時従事要件を満たしていることなどを含め許可基準を全て満たしていると判断しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、議案第7号について担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、6月22日午後2時頃、補助委員の村越農業委員と現地確認を行いました。場所は、大畑浄水場から東に約200メートル程度の山中にある農地になります。

事務局の説明にもありましたが、当該農地の所有権を移転し、お茶、ぎんなんなどを栽培するための申請でございます。

譲受人は、芦ヶ久保に居住しており、常時従事要件も満たしているとのことです。3条申請の許可基準については満たしていると思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、村越委員、お願いいたします。

村越委員 補助委員の村越です。上程されました議案第7号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、6月22日午後2時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。場所は、大畑浄水場から東に約200メートル程度の山中にある農地になります。

町田推進委員の説明にもありましたとおり、当該農地の所有権を移転し、お茶、ぎんなんなどを栽培するということで、農地本来の活用が見込めるということです。農業経験もあり、常時要件も満たしていますので、3条申請の許可基準についても特に問題ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、質疑に移ります。
質疑のある方はいらっしゃいますか。

議 長 暫時休憩いたします。
休 憩 午前10時07分
再 開 午前10時09分

議 長 それでは、再開させていただきます。
質疑ある方はいらっしゃいますか。
〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
お諮りします。上程中の議案第7号につきまして、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。
よって、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましてには許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第8号について事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 では、議案第8号について説明をさせていただきたいと思います。

5ページ目をご確認ください。議案8号の農地の地番につきましては、議案書の地番の欄にあります2筆となっております。現況地目は畑、宅地で、計画面積は2筆を合わせて74平方メートル、転用目的は自己用住宅と

なっております。譲受人、譲渡人につきましては、ともに横瀬町に在住の方でございます。

1枚めくっていただきまして、6ページ目を御覧ください。場所についてご説明をいたします。案内図で示した箇所、こちら横瀬町保育所から西方向に約100メートルのところにあります農地が今回の申請地でございます。

本案件の経緯と現況についてですが、詳細をご説明いたします。当該地は、以前に進入路を目的として転用許可を受けた経緯がございますが、その後、家屋の建築には至らないままとなっております。このたび改めて住宅等の建築を行うに当たりまして、以前のように単なる進入路としてではなく、敷地全体を活用した一体的な建築計画とするために、新たに隣接する農地を加えて、改めて転用申請がなされたものでございます。

申請地の面積は74平方メートルと小規模でございまして、かつ周囲の農地の営農条件に及ぼす影響も低いものと考えられております。また、本申請の農地区分につきましては、街区の宅地面積が40%を越える区域内の農地であるため、第3種農地と判断されます。これらを踏まえて、事務局といたしましては今回の転用はやむを得ないと判断しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、議案第8号について担当委員の説明に移ります。

担当委員の中推進委員、お願いいたします。

中推進委員

農地利用最適化推進委員の中です。上程されました議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付資料を精査し、6月19日午前10時頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬町保育所から西に約100メートルのところにある農地になります。

事務局の説明にもありましたが、当該地は以前に進入路として転用したものの建築には至らず、今回の再建築に当たり進入路としてではなく一体的な計画とするため、新たに農地を加え再度の転用申請をするものでございます。

申請地の面積も小さいため、周囲の農地に及ぼす影響も低く、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 続まして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の6番、町田委員、お願いいたします。

町田(文)委員 補助委員の町田です。上程されました議案第8号について所見を申し上げます。
申請書並びに添付書類を精査し、中推進委員と現地調査を行いました。
場所は、横瀬町保育所から西に約100メートルのところにある農地になります。
中推進委員の説明にもありましたとおり、今回の再建築に当たり進入路としてではなく一体的な計画とするために、再度の転用申請をするものでございます。申請地の面積も45平方メートル、29平方メートルと小さいため、周囲の農地に及ぼす影響も低く、転用はやむを得ないと判断されます。
皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続まして、質疑に移ります。
質疑のある方はいらっしゃいますか。
〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
お諮りします。上程中の議案第8号に関する件につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。
よって、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。
ここで、会議録での字句の整理についてお諮りします。
会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
そのように処理をさせていただきます。
本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまし

て閉会とさせていただきます。
大変ありがとうございました。

(午前 10 時 17 分)